

○大府市非木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における住宅及び建築物の倒壊等による災害を防止し、市民の生命及び財産の保護を図るため、非木造住宅耐震改修等事業を行う者に対し、予算の範囲内において交付する大府市非木造住宅耐震改修等事業補助金（以下「補助金」という。）について、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大府市非木造住宅耐震改修等事業（以下「耐震改修等事業」という。） 次に定める事業をいう。
 - ア 非木造住宅耐震診断費補助事業 旧基準非木造住宅について実施される耐震診断者による耐震診断に要する費用の補助に関する事業
 - イ 非木造住宅耐震改修工事費補助事業 旧基準非木造住宅について実施される耐震改修工事に要する費用の補助に関する事業
- (2) 旧基準非木造住宅 木造以外の住宅で、次の要件を全て満たすものをいう。
 - ア 市内にある自己所有の一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が、延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）であること。ただし、国又は地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
 - イ 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。
 - ウ プレハブ構造でないこと。
- (3) 大規模共同住宅（マンション） 旧基準非木造住宅のうち共同住宅で、かつ、次の要件を全て満たすものをいう。
 - ア 耐火建築物又は準耐火建築物であること。
 - イ 延べ床面積が1,000平方メートル以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のもの
 - ウ 敷地に接する道路の中心線以内の敷地面積がおおむね500平方メートル以上のもの
- (4) 耐震診断者 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士又は同条第3項に規定する二級建築士。ただし、建築士法第3条に規定する用途・規模の建築物の耐震診断を行うものは、一級建築士であること。
- (5) 耐震診断 前号に規定する耐震診断者が、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「告示第184号」という。）別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」に基づき、建築物の地震に対する安全性を構造に応じて適切に評

価することをいう。

- (6) 耐震改修設計 耐震診断者が告示第184号の技術上の指針第2建築物の耐震改修の指針に基づき実施するア又はイと同等のものとして市長が認めるもの。
- (7) 耐震改修工事 耐震診断の結果、地震に対して「安全な構造」でないと判断されたものについて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第8条第3項の規定に基づき、特定行政庁から建築物の耐震改修計画の認定（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第4号に規定する建築物である場合は、一般財団法人愛知県建築住宅センター又はそれと同等の専門的機能を有する機関の評定）又は全体計画の認定（建築基準法第86条の8に規定する認定）を受けたうえで行う耐震改修工事をいう。
- (8) 施行者 耐震改修等事業を行う非木造住宅の所有者（区分所有の共同住宅にあっては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条若しくは第65条に規定する団体又は第47条第1項（第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人。以下「管理組合」という。）その他市長が同等と認める者をいう。

（補助対象建築物）

第3条 補助金の交付の対象となる建築物は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 旧基準非木造住宅であること。
- (2) 区分所有された住宅の場合は、管理組合で合意形成が図られたもの
- (3) 建築物所有者と居住者が異なる場合は、所有権等を有する者全員の同意を得たもの
- (4) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないもの
- (5) 社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日付け国官会第2317号) 附属第Ⅱ編第1章16住環境整備事業イ-16-(12)-①住宅・建築物耐震改修事業4の事業要件に該当するもの

（事前相談）

第4条 非木造住宅耐震診断費補助事業の施行者が、補助金の交付を受けて耐震診断を行おうとする場合は、非木造住宅耐震改修等事業に係る事前相談書（第1号様式）を提出するものとする。

2 前項の事前相談書には、昭和56年5月31日以前に着工された建築物であることを証明するものとして次のいずれかを添付するものとする。

- (1) 建築基準法第6条の規定に基づく確認済証又は同法第7条の規定に基づく検査済証の写し
- (2) 固定資産証明書（家屋）の写し
- (3) 建物の登記事項証明書の写し

（事業計画の承認）

第5条 非木造住宅耐震改修工事費補助事業の施行者が、補助金の交付を受けて耐震改修工事を行おうとする場合は、あらかじめ耐震改修計画を策定し、非木造住宅耐震改修等事業に係る事業計画書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 位置図（案内図）（縮尺1／10,000程度）
- (2) 区域図（縮尺1／2,500程度）
- (3) 補助金の交付の対象となる建築物を表示した図面又は書類
- (4) 公図の写し、配置図、平面図、立面図、断面図、建築設備図、昇降機関係図面等
- (5) 現況写真（撮影位置を図示すること。）
- (6) 管理組合の場合は、組合同約及び非木造住宅耐震改修工事費補助事業の実施に係る議決書又はこれに代わるもの。
- (7) 建築物所有者と居住者が異なる場合は、所有権等を有する者全員の同意を得たことを証する書面
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の事業計画書を受領したときは、その内容を審査し、非木造住宅耐震改修工事費補助事業を適用することが適当であると認めたときは、当該事業の適用を決定し、非木造住宅耐震改修等事業に係る適用通知書（第3号様式）を施行者に通知するものとする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第6条 非木造住宅耐震診断費補助事業の補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の交付額は、別表第1のとおりとする。

2 非木造住宅耐震改修工事費補助事業の補助対象経費及び補助金の交付額は、別表第2のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第7条 非木造住宅耐震診断費補助事業に係る補助金の交付を受けようとする施行者は、非木造住宅耐震改修等事業補助金交付申請書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、当該耐震診断を開始する前に市長に提出しなければならない。ただし、申請は、当該年度の12月末日までとする。

- (1) 耐震診断経費の見積書の写し
- (2) 各階平面図
- (3) 管理組合の場合は、組合同約及び耐震診断の実施にかかる議決書又はこれに代わるもの
- (4) 建築物所有者と居住者が異なる場合は、所有権等を有する者全員の同意を得たことを証する書面
- (5) 市税の完納証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 非木造住宅耐震改修工事費補助事業に係る補助金の交付を受けようとする施行者は、非木造住宅耐震改修等事業補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、当該事業を開始する前に市長に提出しなければならない。ただし、申請は、当該年度の12月末日までとする。

- (1) 耐震改修工事費の積算内訳書
- (2) 耐震診断結果報告書の写し
- (3) 耐震改修の計画認定書又は全体計画の認定書の写し

- (4) 現況写真
- (5) 配置図（事業を行う土地の区域及び建築物の位置等を表示）
- (6) 申請書別紙（第5号様式）
- (7) 事業の工程表
- (8) 市税の完納証明書
- (9) その他市長が必要と認める書類
（交付決定等）

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付決定をし、非木造住宅耐震改修等事業補助金交付決定通知書（第6号様式）により、施行者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の交付決定をする場合において、必要と認める条件を付することができる。

（事業の着手）

第9条 施行者は、前条の交付決定を受けた後に耐震改修等事業に着手するものとする。

- 2 施行者は、耐震改修等事業に着手したときは、非木造住宅耐震改修等事業着手届（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 契約書の写し
- (2) 工程表（非木造住宅耐震改修工事の場合）
- (3) 連絡者リスト（耐震診断者、設計業者又は工事監理者、工事請負業者及び管理組合担当者）

- 3 施行者は、前項の着手届を交付決定があった日から起算して30日以内に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

（地位の承継）

第10条 施行者が死亡した場合において、施行者の承継人が交付決定のあった内容で耐震改修等事業を行う意思があるときは、市長の承認を受けて地位を承継することができる。

- 2 施行者が破産等のやむを得ない事情により第三者に地位を承継する場合において、施行者の承継人が交付決定のあった内容で耐震診断を行う意思があるときは、市長の承認を受けて地位を承継することができる。

- 3 施行者は、前2項の場合を除き、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（中間検査）

第11条 市長は、必要と認める場合においては、耐震改修工事の工程を指定し、中間検査を実施することができる。この場合において、施行者は、中間検査を行う箇所がわかる図面その他必要な書類を市長に提出しなければならない。

- 2 施行者が中間検査の実施を希望する場合においては、施行者は、非木造住宅耐震改修等事業中間検査申請書（第8号様式）に中間検査を行う箇所がわかる図面を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに、当該耐震改修工事の中間検査を行うものとする。

4 市長は、第1項及び前項の中間検査を行った結果、当該耐震改修工事が適切に実施されていないと認める場合は、当該耐震改修工事が適切に実施されるよう施行者に指導するものとする。この場合において、施行者が指導に従わない場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(補助事業の内容の変更)

第12条 施行者は、補助金の交付決定を受けた耐震改修等事業の内容を変更し、補助金の額に変更が生じる場合は、次の各号に掲げる書類を添えて、非木造住宅耐震改修等事業補助金交付変更申請書(第9号様式)を変更事業に着手する前に、市長に提出しなければならない。ただし、補助金の額に変更がない場合は、変更の内容がわかる書類を添えて、非木造住宅耐震改修等事業変更届(第10号様式)を提出しなければならない。

- (1) 変更後の補助対象経費の見積書の写し
- (2) 契約書の写し(非木造住宅耐震診断費補助事業の場合)
- (3) 変更契約書
- (4) 変更図面等その他変更内容がわかる書類

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付変更を決定したときは、非木造住宅耐震改修等事業補助金交付決定変更通知書(第11号様式)により、施行者に通知するものとする。

(補助事業の取下げ又は中止)

第13条 施行者は、耐震改修等事業の取下げ又は中止をしようとするときは、補助金の交付決定があった日の属する年度の1月末日までに、非木造住宅耐震改修等事業取下げ(中止)届(第12号様式)を提出しなければならない。

(遂行命令等)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、施行者に対して事業の遂行に関して、必要な指導、助言及び指示を行い、又は必要な報告を求めることができる。

2 市長は、施行者が補助金交付決定の内容又は当該決定に付した条件に従っていないと認めた場合、当該決定内容等に従って耐震改修等事業を遂行すべきことを命じることができる。

3 市長は、施行者が前項の命令に違反した場合は、施行者に対して耐震改修等事業の一部停止を命じることができる。

(完了実績報告等)

第15条 非木造住宅耐震診断費補助事業の施行者は、当該事業が完了したときは、当該事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日までのいずれか早い日までに、非木造住宅耐震改修等事業完了実績報告書(第13号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断結果報告概要書(第14号様式)
- (2) 平面図、伏図及び軸組図

- (3) 領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 非木造住宅耐震改修工事費補助事業の施行者は、当該事業が完了したときは、当該事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日までのいずれか早い日までに、非木造住宅耐震改修等事業完了実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 施工状況がわかる写真
- (2) 領収書又は請求書の写し
- (3) 所得税額の特別控除及び固定資産税額の減額措置を受けようとする場合は、住宅耐震改修証明申請書
- (4) その他市長が必要と認める書類
(是正のための措置)

第16条 市長は、前条の規定による完了実績報告書を受理した場合において、当該耐震改修等事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、これらに適合させるための措置を取るよう、施行者に命ずることができる。

(補助金の額の確定)

第17条 市長は、第15条の規定による完了実績報告書を受理した場合は、報告内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、非木造住宅耐震改修等事業補助金確定通知書(第15号様式)により、施行者に通知するものとする。

(補助金交付の請求等)

第18条 前条に規定する通知を受けた施行者は、速やかに、請求書(第16号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書に基づき、施行者に対し補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し)

第19条 市長は、施行者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、若しくは既に交付した補助金の全部又は一部について期限を定めて返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他の不正の行為により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(書類の保管)

第20条 施行者は、補助対象経費の収支に関する帳簿を作成し、備えるとともに、領収書等の関係書類を整理しなければならない。

2 施行者は、前項に規定する帳簿及び領収書等の関係書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管するものとする。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(適用期限)

2 この要綱は、令和4年3月31日までに完了する耐震改修工事について申請された補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成22年8月17日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 (第6条関係)

区 分		補助対象経費	補助金の交付額
非 木 造 住 宅 耐 震 診 断 費 補 助 事 業	一戸建以外	耐震診断に要する経費で耐震診断者に支払う経費。ただし、延べ床面積に応じて次に定める額を限度とする。 (1) 延べ床面積1,000㎡以内の部分 1㎡当たり3,670円を乗じた額 (2) 延べ床面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分 1㎡当たり1,570円を乗じた額 (2) 延べ床面積2,000㎡を超える部分 1㎡当たり1,050円を乗じた額	補助対象経費の3分の2以内の額 (その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)
	一戸建	耐震診断に要する経費で耐震診断者に支払う経費。ただし、1戸当たり13万6,000円を限度とする。	

別表第2（第6条関係）

区 分		補助対象経費	助成額	補助金の交付額
非 木 造 住 宅 耐 震 改 修 工 事 費 補 助 事 業	大規模 共同住宅	耐震改修工事に要 する経費。 ただし、延べ床面 積1㎡当たり5万 200円を乗じた 額を限度とする。	次に掲げる額の合計額 1 補助対象経費の3 分の1以内の額 2 租税特別措置法第 41条の19の2に 規定する所得税の特 別控除の額	助成額から租税特別措置 法第41条の19の2に 規定する所得税の特別控 除の額を差し引いた額。 ただし、1戸当たり90 万円を限度とする。 （その額に1,000円 未満の端数があるとき には、これを切り捨てた 額とする。）
	大規模 共同住宅 以外の住 宅	耐震改修工事に要 する経費。 ただし、延べ床面 積1㎡当たり3万 4,100円を乗 じた額を限度とす る。	次に掲げる額の合計額 1 補助対象経費の2 3%（令和3年4月 1日以降に着手する 事業については、2 3%の3分の2）以 内の額 2 租税特別措置法第 41条の19の2に 規定する所得税の特 別控除の額	助成額から租税特別措置 法第41条の19の2に 規定する所得税の特別控 除の額を差し引いた額。 ただし、一戸建て住宅に ついては、1戸当たり 83万8,000円を限度 とする。 （その額に1,000円 未満の端数があるとき には、これを切り捨てた 額とする。）

第1号様式（第4条関係）

非木造住宅耐震改修等事業に係る事前相談書

年 月 日

大府市長 殿

施行者（所有者） 住 所
氏 名
電 話 番 号

下記のとおり建築物の耐震診断費補助を受けたいので、必要書類を添えて事前相談を申し込みます。

記

建築物名称	
所在地	大府市 町
形態	(賃貸 ・ 分譲) 戸
構造	(鉄筋コンクリート造 ・ 鉄骨造 ・ 鉄骨鉄筋コンクリート造)
規模	地上 階、地下 階、延べ床面積 m ²
建築時期	昭和 年 月
備考	

※ () 内は、該当するものに○をつけてください。

第2号様式（第5条関係）

非木造住宅耐震改修等事業に係る事業計画書

年 月 日

大 府 市 長 殿

施行者（所有者） 住 所
 氏 名
 電話番号

大府市非木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて提出します。

記

1 建築物及び敷地に関する事項

補助事業の名称	非木造住宅耐震改修工事費補助事業			
建築物名称				
所在地				
地区面積	m ²	敷地面積	m ²	敷地に接する道路面積の1/2
用途地域	防火地域 <input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 準防火 <input type="checkbox"/> 指定無 <input type="checkbox"/>			
指定容積率	%	道路幅員	m	
延べ床面積	m ²	容積対象床面積	m ²	
建築面積	m ²	階 数	地上 階	地下 階
構 造	<input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物（ 造 一部 造）			
形 態	（ 賃 貸 ・ 分 譲 ）		住宅戸数 戸	その他戸数 戸
履 歴	建築確認	<input type="checkbox"/> 新築 年 月 日付第 号	<input type="checkbox"/> 増築等 年 月 日付第 号	
	検査済証	年 月 日付第 号	年 月 日付第 号	

2 非木造共同住宅の耐震事業の内容

(1) 耐震事業の要件

耐震改修促進法の認定	年 月 日 認定予定	
地域要件	<input type="checkbox"/> 市域内のD I D地区の区域 <input type="checkbox"/> 地域防災計画に位置づけられた避難地、避難路又は緊急輸送道路に面する区域 <input type="checkbox"/> 上記区域以外	
周辺市街地との関係	<input type="checkbox"/> 倒壊した場合に周辺市街地に与える影響が大きい	
用途別床面積	住 宅	その他()
	m ²	m ²
区分所有者等	<input type="checkbox"/> 区分所有者又は賃借権者で、転貸していない者の合計が10人以上 <input type="checkbox"/> 上記以外	
その他特記事項		

(2) 耐震事業の内容

柱・壁等の改修	部 位	箇所数等	補強・増設・改善等の概要
補 強	<input type="checkbox"/> 柱	本	
	<input type="checkbox"/> 壁	m	
増 設	<input type="checkbox"/> 梁	本	
	<input type="checkbox"/> その他 ()		
構造耐力上主要な部分の改修	配置の状況		
	靱性を持つための措置		
	接合部の措置		
	基礎の状況		
	錆止め、防腐、防蟻のための措置		
	その他		
非構造体、建築設備等の改修(支持構造部との緊結方法)	屋根葺き材等、屋上水槽、煙突、給水・排水等の配管設備、冷却塔設備		
エレベーターの補強	箇所		
その他			

3 事業全体の資金計画

(単位:千円)

項	目	全体金額	当初年度	次年度	3年目以降	備 考
支 出	①					
	②					
	③					
	④借入金利息					
	⑤事務費					
	⑥その他()					
	①～⑥ 合 計					
収 入	①補助金					
	②権利者自己負担金					
	③借入金					
	④その他					
	①～④ 合 計					

消費税を含む全部を記入してください。

4 事業工程表

事業の着手の予定年月日

年 月 日

事業の完了の予定年月日

年 月 日

項目	年度	年 度						年 度						年 度					
	4	6	8	10	12	2	4	6	8	10	12	2	4	6	8	10	12	2	

事業全体について、棒状で表してください。

非木造住宅耐震改修等事業に係る適用通知書

様

大府市長

印

年 月 日付けで提出された非木造住宅耐震改修等事業に係る事業計画書の内容を審査した結果、次のとおり決定しましたので、大府市非木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第5条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

建築物名称	
所在地	大府市 町

	適	用
	不	適 用

第4号様式（第7条関係）

非木造住宅耐震改修等事業補助金交付申請書

年 月 日

大 府 市 長 殿

施行者（所有者） 住 所
氏 名
電話番号

大府市非木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類に記載された事項は、事実と相違ありません。

記

補助事業の名称	<input type="checkbox"/> 非木造住宅耐震診断費補助事業 <input type="checkbox"/> 非木造住宅耐震改修工事費補助事業
補助事業の着手予定日	年 月 日
補助事業の完了予定日	年 月 日
補助対象経費の額	円
交付申請額	円

（注）補助対象経費の額は、補助金の交付の対象となる建築物の補助事業に要する経費で見積書の額です。

1 補助対象建築物の概要

建築物名称	
所在地	大府市 町
形態	(賃貸 ・ 分譲)
戸数	住宅戸数 戸 その他戸数 戸 合計 戸
構造	鉄筋コンクリート造・鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造・その他 ()
	(耐火建築物 ・ 準耐火建築物)
階数	地上 階、地下 階、
面積	延べ床面積 m ²
	住宅部分の面積 m ²
	住宅以外の面積 m ²
建築時期	昭和 年 月 (着工 ・ 完成)

2 耐震診断者（耐震診断）、請負業者（耐震改修工事）

会社名	
氏名	
所在地	
電話番号	()
建設業の許可	() 第 号
事務所名称	
氏名	
所在地	
電話番号	()
事務所登録番号 及び登録年月日	知事登録番号第 号 年 月 日登録
建築士氏名	
建築士登録番号	級建築士 第 号

申請書別紙

1 耐震事業に関する事業費算出内訳 （単位：千円）

項目	補助対象 延べ床面積	当該事業に 要する費用	補助対象 事業費	補助率	交付申請額
耐震改修工事	㎡				
今回交付申請額					
既交付決定額					
変更増減額					

（注1）変更申請の場合には、変更前の記載内容を上段に（ ）書きすること。

（注2）補助率は、2/3以内とすること。

（注3）事業費内訳については、別紙記載とし、別紙を添付すること。

2 耐震改修工事費の内訳

建築延べ床面積（A）	㎡
事業費限度額単価（B）	円/㎡
補助対象経費限度額（C） $C = A \times B$	円
耐震改修工事費（D）	円
補助対象経費（E） $C > D$ のとき D $C \leq D$ のとき C	円
補助基本額（F） $F = E \times 0.23$	円
当該年度の耐震改修工事事業費（G）	円
当該年度の補助基本額（H） $H = F \times G / D$	円
当該年度の補助申請額（I） $I = H \times 2 / 3$	千円

非木造住宅耐震改修等事業補助金交付決定通知書

様

大府市長

印

年 月 日付けで申請のありました大府市非木造住宅耐震改修等事業補助金の交付について、補助金の交付を次のとおり決定しましたので、大府市非木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

建築物名称	
所在地	大府市 町
補助金 交付決定額	

ただし、以下の条件を付すものとする。

条件：

第7号様式（第9条関係）

非木造住宅耐震改修等事業着手届

年 月 日

大 府 市 長 殿

施行者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号により交付決定通知のありました
大府市非木造住宅耐震改修等事業について、大府市非木造住宅耐震改修等事業補助金交付要
綱第9条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

補助事業の名称	<input type="checkbox"/> 非木造住宅耐震診断費補助事業 <input type="checkbox"/> 非木造住宅耐震改修工事費補助事業
建築物名称	
所在地	大府市 町
着手日	
完了予定日	

第8号様式（第11条関係）

非木造住宅耐震改修等事業中間検査申請書

年 月 日

大 府 市 長 殿

施行者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号により交付決定通知のありました大府市非木造住宅耐震改修等事業について、大府市非木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により、下記のとおり中間検査を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

建築物名称	
所在地	大府市 町
検査内容	
検査予定日	年 月 日

第9号様式（第12条関係）

非木造住宅耐震改修等事業補助金交付変更申請書

年 月 日

大 府 市 長 殿

施行者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号により交付決定通知のありました大府市非木造住宅耐震改修等事業について、内容を変更したいので、大府市非木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

記

補助事業の名称	<input type="checkbox"/> 非木造住宅耐震診断費補助事業 <input type="checkbox"/> 非木造住宅耐震改修工事費補助事業
建築物名称	
所在地	大府市 町
変更の理由	
変更の内容	
交付変更申請額	(交付決定額 円) 交付変更申請額 円

第10号様式（第12条関係）

非木造住宅耐震改修等事業変更届

年 月 日

大 府 市 長 殿

施行者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号により交付決定通知のありました大府市非木造住宅耐震改修等事業について、内容を変更したいので、大府市非木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり、関係書類を添えて届け出ます。

記

補助事業の名称	<input type="checkbox"/> 非木造住宅耐震診断費補助事業 <input type="checkbox"/> 非木造住宅耐震改修工事費補助事業
所在地	大府市 町
変更の理由	
変更の内容	

第 号
年 月 日

非木造住宅耐震改修等事業補助金交付決定変更通知書

様

大府市長 印

年 月 日付け 第 号により交付決定を通知した
大府市非木造住宅耐震改修等事業の補助金額について、変更を決定したので、大府市非木造
住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第 1 2 条第 2 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

建築物名称	
所在地	大府市 町
交付変更 決定額	(変更前)

ただし、以下の条件を付すものとする。

条 件 :

第12号様式（第13条関係）

非木造住宅耐震改修等事業取下げ（中止）届

年 月 日

大 府 市 長 殿

施行者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号により交付決定通知のありました大府市非木造住宅耐震改修等事業について、（取下げ・中止）したいので、大府市非木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

補助事業の名称	<input type="checkbox"/> 非木造住宅耐震診断費補助事業 <input type="checkbox"/> 非木造住宅耐震改修工事費補助事業
建築物名称	
所在地	大府市 町
（取下げ・中止）の理由	
（中止の場合）中止の期間及び再開の時期	

第13号様式（第15条関係）

非木造住宅耐震改修等事業完了実績報告書

年 月 日

大 府 市 長 殿

施行者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号により交付決定通知のありました
大府市非木造住宅耐震改修等事業について完了しましたので、大府市非木造住宅耐震改修等
事業補助金交付要綱第15条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

補助事業の名称	<input type="checkbox"/> 非木造住宅耐震診断費補助事業 <input type="checkbox"/> 非木造住宅耐震改修工事費補助事業
建築物名称	
所在地	大府市 町
完了年月日	年 月 日

耐震診断結果報告概要書

建築物概要	名 称	
	用途・形態	(賃貸 ・ 分譲) 住宅 戸
	構 造	
	規 模	地上 階、地下 階、延べ床面積 m ²
	建 築 年	昭和 年 月
構造部材強度	(コンクリート、鉄筋、鉄骨、杭耐力、地耐力その他)	
耐震診断の方針		
建築物の性質		
診断結果の概要		
総合所見		

耐震診断内容の確認

耐震診断の内容は、妥当であると判断しました。

資 格 () 建築士 () 登録第 号

氏名

建築士事務所名 () 事務所 () 知事登録 号

建設業許可 () 第 号

第 号
年 月 日

非木造住宅耐震改修等事業補助金確定通知書

様

大府市長

印

年 月 日付け 第 号により交付の決定をした
大府市非木造住宅耐震改修等事業補助金については、提出された非木造住宅耐震改修等事業
完了実績報告書を審査の結果、交付額を確定しましたので、大府市非木造住宅耐震改修等事
業補助金交付要綱第 1 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

補助事業の 名称	<input type="checkbox"/> 非木造住宅耐震診断費補助事業 <input type="checkbox"/> 非木造住宅耐震改修工事費補助事業
建築物名称	
所在地	大府市 町
補助金確定額	

請 求 書

年 月 日

大 府 市 長 殿

施行者 住 所
氏 名
電話番号

大府市非木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

建築物名称	
所在地	大府市 町

請求額					0	0	0
	百	十	万	千	百	十	円

振 込 先 金 融 機 関	金融機関名	銀行 本店(出張所) 金庫 支店 農協 支所
	預金の種類	普通・当座 (該当を○で囲む。)
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	